



国民年金の繰上げ請求、 繰下げ請求

繰上げ請求

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、国民年金に任意加入していない人は希望によって60歳から64歳の間繰り上げて年金を受けることもできます。しかし、この場合の年金額は本来の年金額から繰上げ請求をした時の年齢に応じた下表の割合で減額された年金を一生受けることになります。

なお、繰り上げて受給すると、受給した後に、病気やけがで1級または2級の程度の障害に該当するようになっても、障害基礎年金が支給されなかったり、65歳前に特別支給される老齢厚生年金の支給が停止されたりします。

ただし、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるかた(昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた男性、昭和21年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた女性)は、希望によって60歳以降、一部繰上げ支給の老齢基礎年金と、特別支給の老齢厚生年金の定額部分を一定の割合で減額した年金を、あわせて受けることができます。この場合も、一部繰上げ支給の老齢基礎年金は、下表の割合で一生減額されます。

繰下げ請求

障害基礎年金や遺族基礎年金などを受けていないかたは、老齢基礎年金の支給を繰り下げて66歳以降の希望する年齢から受けることができます。

この場合の年金額は、本来の年金額より繰下げ期間に応じた下表の割合で増額されることになります。

繰上げ請求		
繰上げ請求をした時の年齢	減額率	
	昭和16年4月2日以後生まれのかた	昭和16年4月1日以前生まれのかた
60歳	30%	42%
61歳	24%	35%
62歳	18%	28%
63歳	12%	20%
64歳	6%	11%

(注) 昭和16年4月2日以後生まれのかたの減額率は、具体的には「0.5%×繰上げた月数」で算出します。

繰下げ請求		
受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	増額率	
	昭和16年4月2日以後生まれのかた	昭和16年4月1日以前生まれのかた
1年を超え2年に達するまでの期間	8.4%	12%
2年を超え3年に達するまでの期間	16.8%	26%
3年を超え4年に達するまでの期間	25.2%	43%
4年を超え5年に達するまでの期間	33.6%	64%
5年を超える期間	42.0%	88%

(注) 昭和16年4月2日以後生まれのかたの増額率は、具体的には「0.7%×繰下げた月数」で算出します。

「社会保険庁 岐阜年金相談センター」移転のお知らせ

「社会保険庁 岐阜年金相談センター」は3月1日(月)より、現在の岐阜市役所南庁舎前(岐阜市神田町)から、下記の場所へ移転します。

【移転先】岐阜市香蘭2-23 オーキッドパーク西棟3階

【業務開始日】3月1日(月)

【相談日】月曜日～金曜日(祝日は休み)

厚生年金・国民年金の相談・手続きに社会保険庁の職員がお答えします。